

公益社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 連合会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市北出島 1 丁目 5 番 4 6 号に置く。

2 連合会は、従たる事務所を次の各号に掲げる場所に置く。

- (1) 和歌山県和歌山市
- (2) 和歌山県田辺市
- (3) 和歌山県橋本市
- (4) 和歌山県新宮市
- (5) 和歌山県岩出市
- (6) 和歌山県紀の川市
- (7) 和歌山県伊都郡かつらぎ町
- (8) 和歌山県西牟婁郡白浜町
- (9) 和歌山県有田郡有田川町
- (10) 和歌山県有田市
- (11) 和歌山県海南市
- (12) 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- (13) 和歌山県日高郡みなべ町
- (14) 和歌山県東牟婁郡串本町
- (15) 和歌山県海草郡紀美野町
- (16) 和歌山県伊都郡九度山町
- (17) 和歌山県伊都郡高野町
- (18) 和歌山県日高郡印南町
- (19) 和歌山県日高郡美浜町
- (20) 和歌山県日高郡日高町
- (21) 和歌山県御坊市
- (22) 和歌山県有田郡広川町
- (23) 和歌山県東牟婁郡古座川町
- (24) 和歌山県日高郡日高川町
- (25) 和歌山県日高郡由良町
- (26) 和歌山県西牟婁郡上富田町

(目的)

第3条 連合会は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（公益目的事業）

第4条 連合会は前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

（1） 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

（2） 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、和歌山県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

（3） 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

（4） 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

（5） 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項各号の事業は和歌山県において行うものとする。

第2章 会員

（会員の種類）

第5条 連合会に次の会員を置く。

（1） 正会員 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の指定を受けた法人及び連合会の目的に賛同した法人又は団体

（2） 特別会員 連合会の目的に賛同し、シルバー人材センター等に対し、育成・援助を図る団体又は学識経験者等の個人

（3） 賛助会員 連合会の目的に賛同し、その事業に協力する個人、企業、団体等

2 会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする団体等は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員及び特別会員は、連合会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 1年間以上会費等を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 連合会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、連合会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 連合会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準
- (3) 役員の賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 正会員及び特別会員総数の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は会長とする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することがで

きない。

(決議)

第19条 総会の決議は、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決に基づき行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令に定められた事項

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 理事…5名以上10名以内
- (2) 監事…2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、連合会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、連合会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、連合会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、連合会の業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。
- 5 専務理事は、事務局長を兼ねることができる。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を越える期間で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法人法で定めるところによる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により就任した役員任期は、他の役員任期満了のときまでとする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるとき、任期の満了又は辞任により退会した後も、後任者が就任するまではその職務をおこなわなければならない。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等及び費用)

第28条 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員に対し理事会出席等その職務を行うために要する費用及び報酬の支払をすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

(役員取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする連合会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする連合会との取引
- (3) 連合会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における連合会とその理事との利益が相反する取引
- (4) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第30条 連合会は、役員の実任法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 連合会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則・規程等の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか連合会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 実任法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、

又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 連合会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第41条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 連合会の事業計画書、収支予算書等(収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等(収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、第47条の規定を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であつて、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第46条 連合会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 連合会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、連合会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第48条 連合会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、連合会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第8章 評議員会

第49条 理事会の決議により、連合会に評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、会長から連合会の業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を会長に建議する。
- 3 評議員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 4 評議員会は、評議員5名以内をもって構成する。
- 5 評議員は、高齢者問題について学識経験のある者等のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第9章 顧問等

(顧問等の設置)

第50条 連合会に顧問1名、参与1名を置くことができる。

- 2 顧問、参与は、理事会の推薦により会長が委任する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長に諮問する。
- 4 参与は、シルバー人材センターの業務に精通したものの中から選任し、会長に対して助言を行うとともに、シルバー人材センターの会員拡大及

び就業開拓等の業務に参画する。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

6 参与には、別に定める報酬及びその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 51 条 連合会に、連合会の事務を処理するため事務局を置く。

2 連合会には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 重要な職員は理事会の承認を得て会長が任免する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 連合会の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 連合会の最初の代表理事は、中田元成及び廣瀬宗一、業務執行理事は、貝尻 健とする。

4 この定款は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

5 この定款は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。

- 6 この定款は、平成26年6月25日から施行する。
- 7 この定款は、平成27年6月11日から施行する。
- 8 この定款は、平成28年6月30日から施行する。
- 9 この定款は、平成29年6月8日から施行する。
- 10 この定款は、平成30年6月12日から施行する。
- 11 この定款は、令和元年6月10日から施行する。
- 12 この定款は、令和2年6月12日から施行する。
- 13 この定款は、令和3年6月16日から施行する。
- 14 この定款は、令和4年7月1日から施行する。
- 15 この定款は、令和7年7月1日から施行する。

定款の変更箇所

旧	新
(事務所) 第2条 連合会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市北出島1丁目5番46号に置く。 2 連合会は、従たる事務所を次の各号に掲げる場所に置く。 (1) ・ ・ (25) 第4章 役員 (役員の設置) 第22条 連合会に次の役員を置く。 (1) 理事・・・5名以上8名以内 (2) 監事・・・2名	(事務所) 第2条 連合会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市北出島1丁目5番46号に置く。 2 連合会は、従たる事務所を次の各号に掲げる場所に置く。 (1) ・ ・ ・ (26) 和歌山県西牟婁郡上富田町 第4章 役員 (役員の設置) 第22条 連合会に次の役員を置く。 (1) 理事・・・5名以上10名以内 (2) 監事・・・2名